

京都市告示第 1 1 9号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第 5893 号	平成 25.3.19	メートル 4.00	メートル 30.91	京都市下京区小稲荷町 13 番地(一部)、15 番地(一部)、16 番地(一部)、17 番地(一部)、18 番地(一部)、19 番地(一部)、20 番地(一部)、21 番地 3(一部)、21 番地 4(一部)、21 番地 5(一部)、22 番地 2 (一部)	京都市長 門川 大作

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)